

## 平成 29 年度 法改正情報 雇用保険法

所定給付日数の拡充【平成 29 年 4 月 1 日施行】

⇒倒産・解雇等により離職した 30～45 歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。

	1 年未満	1 年以上～ 5 年未満	5 年以上～ 10 年未満	10 年以上～ 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	
30 歳以上 ～35 歳未満		90 日⇒120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 ～45 歳未満		90 日⇒150 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 ～60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳		150 日	180 日	210 日	240 日